



あけましておめでとうございます。みなさんお変わりはないでしょうか。

代表司法書士の古橋清二です。

売買や贈与に伴う不動産に関する登記、会社の登記や賃料請求、建物明渡請求等の裁判事件に加え、相続、遺言、成年後見人選任の申立、成年後見人への就任など、高齢者をとりまく法律問題のご相談が増加しているように感じられます。

一方で、今年は、アベノミクスの真価が問われる年であるといわれていますが、一般市民にはなかなかアベノミクスの恩恵が届いていないのが現実です。特に、住宅ローンを抱えながらご子息の教育費を負担している同世代の方々の中には大変な苦勞をされている方もいらっしゃると思います。また、障害を抱えて収入もままならない方もたくさんいらっしゃると思います。

私がお手伝いできることはわずかですが、目の前のひとつ一つの事案に、誠実に、そして適切に対応していきたいと思えます。

それでは、本年もよろしくお願ひいたします。

自筆証書遺言のデメリットを克服したサポートを始めました！

自筆証書遺言は内容が不正確になりがちであると言われてい

ます。当事務所の専門家が下書きをしますので、公正証書遺言と同様に正確な遺言を作成することができます。

公正証書遺言は、法律のプロである公証人が作成しますので、内容に疑義が生じることはほとんどありません。しかしながら、自筆証書遺言は遺言者ご自身で作成する為、遺言が効力を生じた後に、内容が不明確であることが少なくありません。たとえば、「自宅を長男にやる」というのは、「自宅」が土地なのか、建物なのかのわかりませんし、「やる」というのは「相続させる」という趣旨なのか、「遺贈する」という趣旨なのか不明です。

当事務所では、専門家が下書きをしますので、公正証書遺言と同等の正確な自筆証書遺言を作成することができます。

自筆証書遺言はどこに保管したらいいか、悩ましい

ご希望により当事務所で保管します。定期的な連絡により、万が一のときにも安心です。

せっかく遺言書を作っても、遺言者が亡くなった後に誰かが遺言書を見つけてくれなければ遺言書を書いた意味がありません。しかし、あまり目につく所に保管すると、生前に誰かに見つけられて改ざんされたり、家族関係にひびが入ってしまうことも考えられます。

また、いくら大事な書類だからと言って、銀行の貸金庫で保管するのは絶対にやめてください。なぜなら、遺言者が亡くなってから貸金庫を開けるためには、相続人全員の同意が必要だからです。相続人が全員協力しなければ貸金庫を開けることができませんから、相続人の関係がうまくいっていないと、貸金庫を開けられず、その結果、遺言書も見つけられないのです。

当事務所では、当事務所が責任をもって遺言書をお預かりします（年間5,000円（税別））。そして、1年に一度、当事務所からお手紙を差し上げることにより、万が一、遺言者が亡くなっていたことが判明した場合には、当事務所から、ご指定の相続人にご連絡をとらせていただくこととなります。

自筆で書いたかどうか、後から争われるのはいやだ

当事務所が独自に開発した方法により、ご本人の自筆であることの証明を残すことができます。

自筆証書遺言は、その全文、日付、氏名をすべて遺言者本人が筆記する必要があります。ご本人以外が記載した場合は、遺言としての効力は認められません。

そのため、しばしば、「この字は本人が書いたものではないから、遺言書として認められない」という争いになってしまうのです。

当事務所では、本人が書いたものであることについて、完全な証拠を残すことができます。このノウハウは、中央合同事務所が開発した独自のものです。

自筆証書遺言は検認が面倒だ

当事務所が保管している場合は、スムーズに検認申立てをすることができます。

遺言が効力を生じたあとの財産移転手続きが面倒だ

当事務所を遺言執行者に指定いただくことができますのでご安心ください。

改正会社法施行間近！キャッシュアウト制度の創設、監査役の特権の登記

キャッシュアウト制度の創設

中小企業においては、既に会社と無縁になっている少数株主のために、様々な面で神経を使わなければならない、かといって、株式の買い取りにも応じてくれないというケースも多いと思われます。

本年5月1日に施行が予定されている改正会社法において、90%以上の株式を有する株主（特別支配株主）は、他の株主全員に対し、その株式全部を、自己（特別支配株主）に直接売り渡すよう請求できるようになります。

特別支配株主が、この売渡請求をするためには、対象株式の売買価格、当該株式を取得する日（取得日）等を定めて、売り渡す側の株主（売渡株主）に請求し、また、取締役会による承認を受ける必要があります。

これに対し、売渡株主は、特別支配株主が提示した株式の価格が会社の財産の状況等の事情から著しく不当である場合で、売渡株主が不利益を受けるおそれがあると

きは、特別支配株主に売渡請求をやめるよう請求することができます。また売渡株主は、取得日の20日前から取得日の前日までの間に、裁判所に売買価格の決定を申し立てることもできます。さらに、取得日から6ヶ月以内であれば売渡株主らは売渡請求の無効を訴えを起こすことができるものの、敗訴した場合に重過失等があったときは、特別支配株主に損害を賠償する責任を負います。

これが今回創設されたキャッシュアウトの制度であり、会社の規模に関係なく、また、定款で株式の譲渡制限を設けている会社でも利用することができます。

改正前より、キャッシュアウトを行う方法として、全部取得条項付種類株式を利用する方法がありますが、手続きが煩雑で、特に中小企業にとっては現実的な選択肢ではありませんでした。それと比べると、特別支配株主が、少数株主を直接追い出す簡易な手続きが創設されたこととなります。

監査役の特権の登記

監査役の特権の登記は、「会計に関するものに限定する」旨を定款で定めている株式会社については、その旨が登記事項となりますのでご注意ください。

株式会社の監査役は、原則として、取締役の職務を監督する業務監督権限と会計に関する監督権限を有しています。しかし、株式の譲渡を制限しており、監査役会や会計監査人を設置していない会社においては、定款で定めることにより、監査役の特権を会計監査に限定することができ、多くの中小企業の監査役の特権は、会計監査に限定されているものと思われる。

しかし、現在は監査役の特権が登記されていないため、今回の改正がなされることになりました。

なお、改正法施行（平成27年5月1日予定）後、最初の監査役の就任又は退任が生じた時に同時に登記をすることになります。



あけましておめでとうございます。司法書士の小林真人です。

昨年四月より、主に中小企業の経営者の皆様を対象に、その法的なニーズにお応えしていこうという目的で、私共司法書士15名の委員からなる商事法務委員会が発足しました。そして、私がお委員長に就任しました。

毎月第一木曜日に浜松商工会議所にて、事業者向けの定例相談会開催がされていますが、この相談会に商事法務委員会からも相談員を派遣しています。ところが、昨年一年間での司法書士への相談件数はあまり多くありませんでした。

司法書士が得意とする分野は、主に、株式に関すること、事業承継に関すること、定款規定に関すること、債権回収に関すること等があります。今後は、相談会のみならず、セミナーの開催等も予定しております。皆様にとって有意義な存在となるよう尽力してまいりますので是非ご活用下さい。

本年もどうぞ宜しくお願いいたします。

お問い合わせは・・・

司法書士法人中央合同事務所
 司法書士・行政書士
 古橋 清二
 司法書士 小林 真人
 430-0929
 浜松市中区中央二丁目12番5号
 TEL 053-458-1551
 FAX 053-458-1444
 sfuru@siren.ocn.ne.jp

相続税の心配よりも相続紛争の予防を！

相続税対策セミナー花盛り

本年1月1日より、相続税が増税となりました。「それは大変だ」、ということで、相続税対策セミナーが花盛りです。

ところで、この増税で、どの程度の方が「大変なこと」になるのでしょうか。

実は、現在、相続税を納めている相続案件は全相続案件の4%台です。相続税改正後は、6%台になると言われています。

そこで、前提として、自宅の土地・建物と数百万円の預貯金が相続財産であるとします。では、このような財産に対して相続税がかかるのでしょうか。

答えは、都心部でない限り、相続税はかからないと思われる。

ではありませんから、実際には、紛争解決までにより多くの時間がかかっているわけです。

では、相続財産の中身はというと、驚くことに、9割近くのケースで土地や建物等の不動産が遺産に含まれています。

これは、現金や預金のように分けることが容易な財産ばかりであれば調停をするのではなく、ほとんどの場合、当事者の任意の話合いによって遺産分割が行われていることを示しているものと思われます。

さらに、また、驚くべき数字です。成立した調停のうち、3分の2ぐらいの割合で代償分割が行われています（代償分割とは、Aは不動産を取得する代わりにBに1000万円支払う、という具合に、他の相続人に債務を負担する方法による分割です）。

以上の統計から、遺産分割調停の多くは、相続財産

相続税を算出する場合には、課税価格の総額から基礎控除額（3000万円+（600万円×法定相続人の数））を差し引くことができます（平成26年12月までは、3000万円5000万円、600万円1000万円でした）。

逆に言えば、課税価格の総額が基礎控除額より低ければ相続税はかからないのです。つまり、このケースでは、自宅（土地・建物）の相続税評価額と預貯金の総額が3600万円以下であれば相続税はかからないのです。

財産が少ないほど相続争いが発生する

しかし、相続税がかからない=相続争いが起こらないということにはなりません。むしろ、相続財産が少ないほど相続争いが起きているという

が5000万円以下という相続税がほとんどかからない程度の相続であり、相続財産の主なものは不動産（しかも、自宅と思われる）が中心であること、したがって売却をしてお金で分け合うこともできないため紛争になり、1年前後の話し合いの結果、自宅を引き継ぐ者が他の相続人に代償金を支払って紛争を解決させているという実態が浮かび上がってきます。

相続紛争対策こそ重要

相続が発生してからこうした紛争にならないように、財産が少ない人こそ相続対策を考えておく必要があります。

当事務所では、遺される家族に想いを伝え、相続人が憎しみ合うような悲しい紛争を未然に防止し、円滑に相続手続きを進めていただくために、財産のみならず、先代の思いも子々孫々に伝えていくようなメッセージを込めた遺言作成のお手伝いをしています。

ことを実証しているデータがあります。

裁判所が公表している司法統計によりますと、平成22年中に成立した遺産分割調停7987件のうち、相続財産の価額が5000万円以下の比率は74%だったとのこと

です。つまり、裁判所で行われる遺産分割調停の圧倒的多数は相続税のかからないケースであると言えます。

しかも、一旦、相続紛争が発生すると、解決までに長期間を要することになるからやっかいです。遺産分割調停では、最も多い件数は1年以内に解決していますが、長い場合には3年以上も時間がかかっています。遺産分割調停の申立ては、必ずしも相続発生後直ちに申立てられるわけ

週刊住宅新報社から、「50歳になったら相続学校」

が出版されました。

相続について関心が高まっている中、相続の仕組みや税金、遺言などについて勉強しよう、という取り組みです。当事務所の古橋も数ページ寄稿させていただきました

お求めは書店が当事務所でお祈いします。